一人一人の納税が明るい社会をつくります

確定申告特集号

平成27年度確定申告のご相談

1　確定申告相談の開設日

	相談日	（曜日）	対　象	業種指定日
2月	24日	（水）	全地域	
	25日	（木）		
	26日	（金）		
	29日	（月）		理　容
3月	3日	（木）	全地域	
	4日	（金）		
	7日	（月）		料　飲
	8日	（火）		
	9日	（水）		

2　時　　間　：　午前9時半～午後4時
（正午～午後1時は除く）
※　相談待ち人数により受付を時間より早く締め切る場合がございます。時間に余裕をもってお越しください。

3　場　　所　：　西淀川納税協会　3階会議室（千舟2-10-4）

4　持参書類　：　○　所得税控除関係書類
○　昨年分の確定申告書の写し
○　税務署からのお知らせのハガキ

（留意事項）
1　消費税の確定申告の相談も行っていますので、ご利用ください。

2　土地・建物・株式等の譲渡所得、贈与税、相続税や住宅借入金等特別控除の申告についての相談は行っておりません。

3　駐車場はありませんので、お車での来場はご遠慮下さい。

西淀川納税ニュース

平成28年2月1日
第194号

納税協会指針

納税協会は
健全な納税者の団体として
税知識の普及に努め
適正な申告納税の推進と
納税道義の高揚を図り
企業及び地域社会の発展に貢献します

発　行　所
公益社団法人 西淀川納税協会
西淀川納税貯蓄組合連合会
大阪市西淀川区千舟2丁目10番4号
電　話（06）6474－0467番
ＦＡＸ（06）6474－5982番
E-mail : nisiyodogawa@nk-net.co.jp
http://www.nk-net.co.jp/nisiyodogawa/index.htm

確かな納税　確かな未来

平成 27 年分の確定申告と納期限等について

区分	申告期限及び納期限	口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	平成28年3月15日（火）	平成28年4月20日（水）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	平成28年3月31日（木）	平成28年4月25日（月）
贈与税	平成28年3月15日（火）	振替納税の制度はありません

※　便利で安全な振替納税（口座振替）を、ぜひご利用ください。

※　申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

※　申告会場の混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。
　なお、西淀川税務署における「申告書等の受付」、「用紙の交付」については、17 時まで行っております。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のご案内

「確定申告書等作成コーナー」はこんなに便利！

その①：計算誤りのない申告書等が作成可能！

画面の案内に従って金額等を入力するだけで、税額などが自動的に計算されますので、計算誤りのない申告書等が作成できます！

平成 27 年分から、「給与・年金所得者」の方向けの簡易な画面が新設されました！

その②：印刷して添付書類とともに郵送！

混雑した税務署にお越しいただくことなく、ご自宅で申告書等が作成できます！

自宅で作成　プリンタで印刷　郵送等により提出

※インターネットで提出（e-tax）される場合は、e-tax ホームページをご覧ください。

新しい価値を創り出すダイフクの物流ソリューション
DAIFUKU
Always an Edge Ahead
株式会社ダイフク　www.daifuku.co.jp
本社：大阪市西淀川区御幣島3-2-11　TEL(06)6472-1261

住宅 塗り替え プロにおまかせ
〝大丈夫かな!?〟と思ったら、お急ぎください。
見積無料! 診断無料!!
……まず、電話1本!
ロックペイント株式会社
〒555-0033　大阪市西淀川区姫島3丁目1番47号
TEL.(06)6473-1055　FAX.(06)6473-1000
http://www.rockpaint.co.jp

明るい納税　明るい未来

個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告について

【平成 27 年分において課税事業者となる個人事業者の方】

① 平成 25 年分の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者

② 平成 25 年分の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者で、平成 26 年 12 月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

③ ①、②に該当しない場合で、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの期間（特定期間）の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者

なお、特定期間における 1,000 万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

(注) 事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

【申告に当たっての留意点】

○ 課税事業者となる方は、平成 27 年分（課税期間）の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、平成 27 年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

○ 平成 25 年分の課税売上高が 5,000 万円以下で、平成 26 年 12 月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。

これ以外の課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。

○ 消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（一般用については「付表２」、簡易課税用については「付表５」）を添付してください。

○ 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付してください。

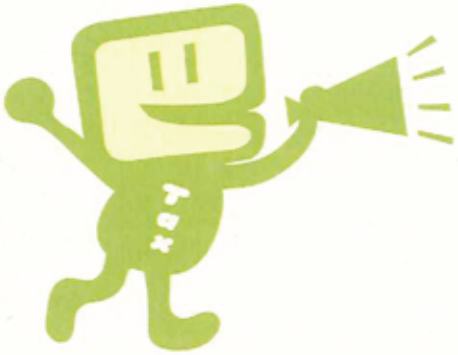

HANTA
道路機械の未来をめざす
範多機械株式会社
〒555-0012 大阪市西淀川区御幣島 2 丁目 14 番 21 号
☎(06) 6473-1741 ㈹　FAX (06) 6472-5414

おいしさと健康
Glico
江崎グリコ株式会社
〒555-8502 大阪市西淀川区歌島 4-6-5　電話 (06)6477-8351

明 る い 納 税　　明 る い 未 来

平成 27 年以降に父母などから財産の贈与を受けた方へ

【暦年課税の場合の注意点】

暦年課税の場合において、平成 27 年1月1日以降に、直系尊属（父母や祖父母など）から財産の贈与を受けた人（贈与を受けた年の1月1日において 20 歳以上の人に限ります。）のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく、**「特例税率」**を適用して計算します。

◎ 贈与税の速算表（特例税率）

基礎控除後の課税価格	特例税率	控除額
～ 200 万円以下	10%	－
200 万円超 ～ 300 万円以下	15%	10 万円
300 万円超 ～ 400 万円以下		
400 万円超 ～ 600 万円以下	20%	30 万円
600 万円超 ～ 1,000 万円以下	30%	90 万円
1,000 万円超 ～ 1,500 万円以下	40%	190 万円
1,500 万円超 ～ 3,000 万円以下	45%	265 万円
3,000 万円超 ～ 4,500 万円以下	50%	415 万円
4,500 万円超 ～	55%	640 万円

［参考］一般税率

一般税率	控除額
10%	－
15%	10 万円
20%	25 万円
30%	65 万円
40%	125 万円
45%	175 万円
50%	250 万円
55%	400 万円

※　この速算表の使用方法は、次のとおりです。

（贈与を受けた財産の価額 － 基礎控除額）× 税率 － 控除額 ＝ 税額

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、**贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本**その他の書類でその人の**氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類**を提出する必要があります。

① 「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から**基礎控除額（110 万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が 300 万円を超えるとき**

② 「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から**基礎控除額（110 万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が 300 万円を超えるとき**

（注）「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用されますので、ご注意ください。

確かな納税　確かな未来

ご案内

社会保障・税番号制度《マイナンバー制度》

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まりました。

個人番号について

- ○ 個人番号は、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に１人１つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- ○ 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- ○ 番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント

税務関係書類（申告書・申請書など）に個人番号を記載してください

▶ 個人番号の記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	（平成28年分の場合） 平成29年２月16日から３月15日まで
贈与税	平成28年１月１日の属する年分以降の申告書	（平成28年分の場合） 平成29年２月１日から３月15日まで
消費税	平成28年１月１日以降に開始する課税期間に係る申告書	（平成28年分の場合） 平成29年３月31日まで
相続税	平成28年１月１日以降の相続又は遺贈に係る申告書	（平成28年１月１日に相続があったことを知った場合） 平成28年11月１日まで
法定調書※	平成28年１月１日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、 平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒平成29年１月31日まで
申請書 届出書	平成28年１月１日以降に提出する個人番号の記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

※　法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。
なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへの個人番号の記載は行わないこととされています。

税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署では成りすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、個人番号を記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》
1　個人番号カード（番号確認書類＋身元確認書類）
2　通知カード（番号確認書類）＋ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など（身元確認書類）

個人番号カード

（表面）

（裏面）

通知カード

※　個人番号カードの写しで本人確認を行う場合は、表面及び裏面の写しが必要となりますのでご注意ください。

確かな納税　確かな未来

活動報告

正副会長会議 27.12.15

西淀川納税協会

・会務報告
・「マイナンバーセミナー」の開催結果について
・納税表彰式の実施結果について
・「税を考える週間」行事における協賛事業等の実施結果について
・納税協会主催による「平成27年分確定申告相談所」の開設日程について
・「平成28年度代議員選挙スケジュール」について
・平成28年９月開催予定の合同研修会の講師選定等について
・税理士である専務理事が受講する「税理士認定研修」に対する対応について

福祉制度委員会 27.12.16

西淀川納税協会

・青年部会の「貴和会」を中心に福祉制度委員会を開催。

青色申告部会・納税貯蓄組合連合会合同会議 28.1.12

西淀川納税協会

・平成27年分確定申告相談体制について

記帳指導 28.1.14～15

西淀川納税協会

・個人事業主の方を対象に記帳指導を実施。

調和会総会 28.1.18

ウエスティンホテル大阪

・平成27年度事業報告及び収支決算承認の件について
・平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

優青会総会 28.1.21

西淀川納税協会

・平成27年度事業報告及び収支決算承認の件について
・平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

貴和会研修会 28.1.28

西淀川納税協会

研修会
講師西淀川税務署長森上知章氏
・テーマ「外国の税金事情について」

めだたぬところでめだつ技術
inoc
イノック株式会社
〒550-0011 大阪市西区阿波座１丁目６番１号
TEL (06)6531－7377
FAX (06)6531－7378
URL http://www.inocj.com
ISO 9001:2008

■営業時間あさ９時～よる８時まで
鮮度追求 フレッシュ にしよど
旧西淀川公設市場
大阪市西淀川区御幣島２丁目９番９号
☎6471-1225

NOZATO
野里電気工業株式会社
〒555-0022
大阪市西淀川区柏里2丁目4番1号
TEL 06－6477－6000（代表）
URL http://www.nozato.jp

明るい納税　明るい未来

通信設備
トータルサポート

阪神通信工業株式會社

〒555-0013
大阪市西淀川区千舟３丁目４－20
ＴＥＬ(06) 6471-6831 (代)
ＦＡＸ(06) 6473-6635
URL http://www.hantsu.co.jp

多品種・少ロット対応
化粧品ＯＥＭ受託製造メーカー

COSMECREATE PRODUCTS,INC.
コスメクリエイト プロダクツ株式会社
http://www.cosmecreate.co.jp/

本社:大阪市西淀川区姫里1-9-6
TEL(06)6473-2325
FAX(06)6473-9500

ISO9001:2008 認証取得

ISO9001　ISO14001

ORK OSAKA RASENKAN KOGYO CO.,LTD.
SINCE 1912

大阪ラセン管工業株式会社

URL : http://www.ork.co.jp
大阪市西淀川区姫里 3-12-33 〒555-0025
Telephone:06-6473-6151
Facsimile:06-6473-6150

大　阪　府　か　ら　の　お　知　ら　せ

大阪府と府内市町村では、

平成３０年度から

原則として、すべての事業主の皆様を
特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの

特別徴収を徹底します。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による
特別徴収（給与から差し引き）が法律で義務付けられています。

※　一部の自治体では、先行して平成２８年度から特別徴収義務者の指定を行っていきます。

お問合せ先：具体的な手続きに関するお問合せは、従業員の方がお住まいの
市町村の個人住民税特別徴収担当までお問合せください。

はじめよう！個人事業税の口座振替

個人事業税は、大阪府内に事務所や事業所を設けて、物品販売業や
製造業など課税対象事業を営んでいる個人の方が納める税金です。

個人事業税の口座振替をご利用ください。

口座振替依頼書等関係書類は、府税事務所に備えているほか、
大阪府ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは　大阪府ホームページ「府税あらかると」　http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/
又は府税事務所へお問合わせください。

法人事業税・府民税の申告は電子申告で！

【大阪府での対象手続】
《電子申告》
・法人府民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告
《電子申請・届出》
・法人設立/設置届出書/異動届
・申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書
・申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書

大阪府では、全国共通の地方税電子申告システム（eLTAX：エルタックス）
を利用し、インターネットによる申告受付を行っています。
法人の事業所のある都道府県・市町村への電子申告は全国で利用可能です。
益々・便利な電子申告について、是非、この機会にご利用ください。

詳しくは　eLTAXのホームページ　http://www.eltax.jp/
eLTAXのヘルプデスク　０５７０－０８１４５９

経営者大型総合保障制度の
ご加入企業の拡大に向けて

広げよう納税協会の輪

運動実施中！

DAIDO 大同生命
大阪北支社/大阪府吹田市江坂町1−23−101
（大同生命江坂ビル5F）TEL 06−6385−6066

AIU Member of AIG　AIU保険会社
大阪第一支店/大阪府大阪市北区天満橋1−8−30
（OAPタワー34F）TEL 06−6356−5430